

「基本的な労使関係等」に関する業務委員会を開催！

8月27日、地本は「基本的な労使関係」に関する申し入れについて関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、組合側は柳楽副委員長、今田組織部長、西業務部長、渡邊組織担当部長、細田車両担当部長、笹田副委員長。会社側は、小泉人事課課長代理、辻井運輸課課長代理、丹藤車両課課長代理、岡本人事課係長でした。

以下、組合申し入れに関する会社回答。

基本的な労使関係等に関する申し入れ

7月5日、第26回JR東海労働組合新幹線関西地方本部定期大会を開催した。今大会において会社の姿勢等に対する多くの不満・疑問の声が出された。労働組合としてこの間、問題解決に向け真摯に会社と協議してきたが、未だに解決しなければならない問題が山積している。これまでの貴関西支社の姿勢を改め、対等で健全な労使関係を構築し、職場に山積している問題の解決に向け労働組合の指摘や申し入れを真摯に受け止め改善することを強く求める。よって下記のとおり申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

1. 団体交渉並びに業務委員会については「申し入れ」後、速やかに開催すること。

【会社回答】

協約に基づき適切に対応している。

2. 団体交渉並びに業務委員会の開催拒否を行わず、申し入れた全ての項目について団体交渉並びに業務委員会を開催すること。

【会社回答】

協約に基づき適切に対応している。

3. 経営協議会並びに業務委員会の委員については、労働協約に則り原則通りに指定すること。

【会社回答】

協約に基づき適切に対応している。

4. 安全の確保は鉄道で働く者にとって最大の命題であり、労使間においても同様であることは疑いようがない。安全の確保のためには労使の協力は不可欠と認識する。よって事故や故障が発生した場合、組合に速やかに概況や状況についての情報等を明らかにし安全の確立に向けての労使協議を行うこと。

【会社回答】

協約に基づき適切に対応している。

5. 2020年6月からパワーハラスメント防止法が施行された。企業に「雇用管理上必要な措置を講じること」が義務付けられた。会社は、これを遵守すること。

【会社回答】

就業規則の規定や相談窓口の設置等法令に則り適切に対応している。

6. 元大阪第二運輸所属の霜山助役のセクハラ行為を当組合は確認している。大阪第二運輸所で「規律正しい倫理観を有する土壌をつくる」には、先ずは管理者が規範を示すべきであると考え。会社として今後の対応をどう考えているのか明らかにすること。

【会社回答】

個別の事象について議論する考えはない。一般社員・管理者の別なく、職場規律の維持・向上のために向けて今後も取り組んでいく。

7. 「休日出勤」を解消し、年間休日120日を確保すること。

【会社回答】

休日勤務指定の削減に向け、引き続き要員の確保については努力をして行くが、それでもなお必要な休日勤務については適宜指定して行く考えである。

8. 全ての職種における「休日指定予定日」の発表を前月の「10日」に行うこと。

【会社回答】

そのような考えはない。

9. 各職場における年休抑制を解消するため要員を増やすこと。

【会社回答】

業務運営に必要な要員については会社が責任を持って配置しているところである。

10. 会社には年休失効者を出さない努力義務がある。各職場の年休完全付与を目指すこと。

【会社回答】

当社における年休の取得数は世間水準を大きく上回っていると考えているが、社員個人で見れば取得に濃淡が見られる状況であり、引き続き取得数が増加するよう指導を行っていく。

11. 専任社員に対する列車長及び車掌長への指定は、本人の意思を尊重し指定すること。

【会社回答】

専任社員は、原則として定年退職時に従事していた業務で運用しており、そのような考えはない。

12. 各車両所における入念点検や施策等で点検作業項目が増加した場合は、必要な要員を確保すること。

【会社回答】

業務運営に必要な要員については会社が責任を持って配置しているところであるが施策等により業務に波動があり、一時的に超過勤務が発生することは理解されたい。

13. 関連会社における勤務の取扱いに不備が散見される。出向組合員が困惑することがないように指導すること。

【会社回答】

出向先企業における勤務の取扱いは、各企業が責任を持って決定すべきものであり、当社の権限外事項である。

霜山助役のセクハラ行為は事実なのか！？

会社：個別の事象について議論する考えはない。

組合：一般社員の場合、何かあれば周知されるが、今回は何も周知されていない。

会社：一般社員・管理者の区別なくやっている。

必要な要員は会社が責任を持って配置している！？

組合：休日勤務、年休抑制があるということは会社が責任を持って要員配置をしていない、会社は責任を果たしていないということではないのか。

会社：年休抑制はしていない。休日勤務をなくすために年休抑制はしていない。事業の正常な運営を妨げるような時は時季変更をしている。

組合：事業の正常な運営を妨げる時があるということは、必要な要員が足りないということではないのか。

会社：会社としては、業務を遂行していく上で必要な要員は配置している。業務の波動や社員個々の時季指定等いろいろな要素がある。年休取得と要員の状況を簡単に結び付けることは適切ではない。

組合：一斉点検や施策等は事前に分かるので要員を確保する考えはあるのか。

会社：必要な出面、要員は確保している。

以上